香取おみがわ医療センター看護師奨学金貸付制度について

香取おみがわ医療センターでは、看護師を目指す学生の育成と当医療センターの医療体制の充実に資することを目的に予算の範囲内で奨学金の貸付けを行っています。

【対象者】

香取おみがわ医療センター附属看護専門学校もしくは保健師助産師看護師法に規定する大学、看護師養成所に在学又は新たに入学し、卒業後に直ちに当医療センターの看護師業務に従事することを約束できる学生

【貸付金額、病院勤務期間要件】

貸付金額	病院勤務期間	備考
40,000 円/月	２年間	香取おみがわ医療センター附属看護専門学校
60,000 円/月	３年間	
	貸付期間と同じ期間	看護師養成所
100,000 円/月	貸付期間と同じ期間	４年制大学

【貸付申請等】

貸付けを希望される方は、次の書類を必要事項記入のうえ、提出してください。

① 奨学金貸付申請書

② 履歴書

③ 専門学校又は看護師養成所等に在学していることが確認できるもの（在学証明書など）
もしくは入学することが確認できるもの（合格通知書の写しなど）

【貸付けの方法】

奨学金は、無利子です。

奨学金は、４月、７月、10 月、１月の各月 10 日までに指定の口座に振り込みます。

※ 初回は決定までに時間を要するため、遅れる場合があります。

【奨学金の返還また返還免除】

〇全額返還

・奨学金の貸付けが取り消されたとき（退学など）

・専門学校又は養成所等を卒業して看護師免許を取得後、直ちに当医療センターに入職しないとき

〇全額返還免除

・専門学校又は養成所等を卒業して看護師免許を取得後、直ちに当医療センターに入職し、上記の病院勤務期間を勤務したとき。

〇一部返還免除

・専門学校又は養成所等を卒業して看護師免許を取得後、直ちに当医療センターに入職し、上記の病院勤務期間に達する前に退職したとき。

※一部返還免除額は、奨学金の総額を、規定の病院勤務期間の月数で割った額に、当医療センターに勤務した月数を掛けた額

[例] 大学卒で２年９ヶ月（33 月）勤務して退職した場合

100,000 円×12 月×4 年＝　　4,800,000 円（貸付金額）

4,800,000 円÷48 月×33 月＝　3,300,000 円（一部返還免除額）

4,800,000 円－3,300,000 円＝　1,500,000 円（返還額）

【返還の猶予】

次の理由に該当する場合は、返還が猶予されます。

・専門学校又は養成所等を卒業して更に別の養成所で修学しているとき

・専門学校又は養成所等を卒業して、看護師の免許を取得するまでの間、当医療センターで准看護師等として業務に従事しているとき（最長２年間）

・災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

【選考方法】

申請書類及び面接により決定します。

【病院見学について】

将来、当医療センターで働くことをイメージできるよう、病院内の見学をしていただくことも可能です。（事前にご連絡ください）

ご不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

【連絡先】

〒289-0332 千葉県香取市南原地新田 438 番地 1

香取おみがわ医療センター　管理課

ＴＥＬ　0478-82-3161（代表）

ＦＡＸ　0478-83-3032

メール　shomu@hospital.omigawa.chiba.jp